

〔研究ノート〕 インフレーション修正課税方式

—PointonとSpratleyの研究

山上 武

〈はじめに〉

イギリスでは1975年、サンディランズ委員会報告書が公表され、以後、現在原価会計が採用されることになり、そのイギリスの動向が、それまで本命とみられていた一般物価水準修正方式を補助的なものにして、現在原価会計方式をインフレーション会計、或いは、財務会計全般の基準とすることが、世界的な動向となったことは周知のことである。制度上、歴史的原価会計をベースに様様な特別措置を講じて税務会計が行なわれている点はイギリスでも同様であろうが、なお、財務会計上いわば最先端をいっているイギリスにおいて各種のインフレーション会計方式の税務上の意義等の検討がどのようになされているのか、興味を持たれる所である。1988年、「企業課税の原則」(Principles of Business Taxation)(訳注¹)と題して、最近の研究動向等を示す好著が出版された。本書は3部に分かれ、第一部「各種課税方式による課税理論」、第二部「英国における税務」、第三部「幾つかの企業意思決定における税務の意義」より成っている。このうち第一部は各種の会計方式によった場合の法人所得税の検討であって、そのうち第6章「インフレーション修正課税方式」において、現在原価会計、現在購買力会計（一般物価水準修正方式）によった場合の、所得（利益）課税の問題を中心に論じている。本研究ノートはこの第6章をまとめてみたものである。

1. 序

前章において我々はインフレーション状況下における歴史的原価会計利益計算の欠陥の幾つかを検討した。当然の展開は個別及び一

般インフレーションの影響を考慮した指数修正(to be indexed)を行なう様々な利益計算方式を検討することである。我々は本章において、消費・所得・資本課税につき課税金額の階層(tax bracket)をインフレーション修正を行なう必要性についての簡単な吟味より始める。我々としては、資本及び所得についてのインフレーション修正が不必要的、数量ではなく金額に課税の基礎をおく消費ベースの課税方式の優位性をとく。ついで、資本及び所得の修正計算について検討を行なう。我々はキャピタルゲイン課税が、資産の処分前の所有を反映した利得ではなく、実現した場合に課税されていることについて利子要素を如何に斟酌すべきかを検討する。

現在購買力及び現在原価会計による課税方式で明らかとなる歴史的原価課税方式等で、ありうる歪み(distortion)について明らかにした。この両課税方式の下における商品製品及び減価償却の取扱いについて特に詳しく分析した。営業用の在庫品（製品商品等）については、この両課税方式とは無関係な、幾つかのインフレーション修正の方法についても付言した。我々は、他の運転資本項目の修正に及び、現在原価課税方式におけるギアリング修正(訳注²)、現在購買力課税方式における債務者利潤(訳注³)の問題までとりあげ、包括的に検討した。最後に我々は税務繰越損失が指数修正された場合にも生ずる非効率について論じた。

2. インフレーションによる歪み

税率構造が担税能力についてレベルを設け、それぞれに異なる税率を課するものであるとき、課税金額の各階層をインフレーション指数修正する必要がある。そうしないと、納税者は単にインフレーションの影響で異なる税率の階層に移されてしまうことになる。所得税における免税レベルは階層の指数修正の例である。更に、累進税率構造においては、真の担税能力は増加していないのにより高い限界税率が課せられることを避けるために、全ての税率の階層金額は指数に連動して修正されねばならない。個人ごとに支出の様子は異なるので、行政上の都合からとはいえてすべての納税者に対して同一の指数を用いることには若干の問題が残ろう。

より困難な問題は、資本と所得につきインフレーションによる侵食分を課税方式上何らかの考慮をする際に生ずる。例えば、インフレーション期において、債権者はその債権が償還されたときに購買力損失を蒙る。従って、所得に対する税が実際の金銭による収入ではなく真の収益に基づいたものにするか或いは資本課税(訳注⁴)をその資本の真の価値の低下分を斟酌したものにする必要がある。

しかし、各種の租税に対するインフレーションの影響は相当にちがったものとなる。消費税(訳注⁵)は免税点レベルの階層金額の指数修正か或いは、より高い階層では異なる限界税率が課せられるならば、より高い階層の指数修正が必要となる。しかしながら、そのような消費税或いは支出税が従価税ならば、即ち物量単位ではなく価値に基づくものならば、資本一所得修正の必要は生じないのである。例えば、VAT(付加価値税)が純課税取引金額 £1,000 に対して 15 %、即ち £150 課せられる単純なケースを考えてみよう。例えば 10 % のインフレーションによって課税

取引金額が £1,100 に増加したとすると VAT は £1,100 の 15 % 即ち £165 となる。もし課税取引における個別インフレーション率が経済における一般的な広範囲なインフレーションの代表率と同じならば、インフレーション前におけるすべての £1 について、今やその購買力を維持するためには £1.10 が必要となるわけである。期末における税額 £165 の購買力は期首における購買力単位で £165/1.10 = £150 に等しくなる。かくて徵収される租税は実質的にその価値が維持されることになる。更に課税後の £1,100 の期末における実質的な価値も期首の購買力単位で £1,100/1.10 = £1,000 であり、維持されていることになる。かくて、支出に対する従価税は、現在価格による現在支出額に対して当期税額が課せられるので資本一所得修正は不要となる。

しかしながら税が物量単位に対して課せられると、税率は上げねばならない。例えば、ある商品につきリットル当たり 15 P 課税されているとしよう。10 % のインフレーションによりリットル当たりの価格が £1 から £1.10 に上昇する。税率 10 % 上げて リットル当たり 16.5 P にしなければならない。例えば 1,000 リットルに対して当初の税率はリットル当たり £0.15 であったので税額は £150 であったが、税率変更後はリットル当たり £0.165 なので税額は £165 となる。この場合、徵収された税額は実質的な価値が維持されているわけである。何故ならば、期末における £165 の購買力は期首における £165/1.10 = £150 の税額の購買力に等しいからである。かくて物量単位に基づき支出税には税率の指数修正が必要であるが、従価税である支出税にはその必要がないことがわかる。

資本或いは所得を課税の基礎とした租税は不公正をさけるためにインフレーションを考慮した修正が必要となる。しかし、どのようにすれば適切な修正が可能であろうか……資

本ではなく所得の測定についてのみ変動が測定されるべきか或いはその逆であろうか……次節ではこの測定問題をとりあげる。

3. 資本—所得の修正

数期にわたって所有される投資（資本財）についてはその間の会計期間についての所得と資本の双方について測定問題を生ずる。長期的にみれば資産は処分されるのでその処分損益（キャピタルゲイン）と所得とは本質的には同一なものである。所得の流れは新しい資本財に換算されうるし、また資本財は所得の流れに擬して実現するものと考えることができる。所得に課税されキャピタルゲインに課税されないと、資産の一部を生産的な投資目的に供して所得収入を得るよう保持するよりも、処分による資本的収入を得るようにする誘因が生ずることになろう。かくて、所得税の体系とキャピタルゲイン課税の体系とが共存することには十分な論拠があるるのである。理論的には所得とキャピタルゲインは同一税率が課せられるべきである。しかしキャピタルゲインは長い期間を通じて不定期に生じる傾向のあるものであり、累進税率の下では不当に重課されがちである。従って、キャピタルゲインを数年にわたって分散させて、それを所得として取扱う……その結果、租税負担額の再計算が必要となる……というルールを適用することは十分な理由があるわけである。或いは、行政上の便宜を考えると、キャピタルゲインは別個な税率を課すことにもよいであろう。当面は所得とキャピタルゲインを同一の課税方式で検討する方が理解し易いであろう。

まずははじめに、簡単な例で所得のインフレーション修正を詳しく考えてみよう。1年前、ある資産を £100,000 で購入したとする。この資産はこの1年間に 10% の名目的利益をえるものとし、かつ名目上の価額で価値を維

持するものとする。この1年間の一般的インフレーション率は 7% であったとする。さて問題は、この期間における真の所得を如何に測定するかである。我々はこの問題を幾つかの観点からみることができ。購買力単位で蓄積された富は £110,000 ……資産の富のストック £100,000 と 10% の所得の流入よりえた現金 £10,000 のストックより成る……である。しかし、当年における一般インフレーション率が 7% であるので、当初の資本 £100,000 は期末現在の購買力単位では £107,000 である。かくて現在購買力単位では富は £107,000 から £110,000 へと増加したことになる。従って、真の成長率は、

$$(110,000 - 107,000) / 107,000 = 2.80373\%$$

である。

真の所得は当初の資本の現在購買力による真の成長で測定される。即ち、

$$2.80373\% \times £107,000 = £3,000$$

である。

かくて、インフレーション修正所得課税方式では、課税されるべき能力は £3,000 という真の利益であり、£10,000 という名目的利益ではないことになる。

他の方法は資本を修正することである。即ち、名目上の所得収入から資本のインフレーションによる侵食分を差引いたものによって真の所得はなるとするものである。年間 7% のインフレーションにより資本の購買力損失は £100,000 の 7%，即ち £7,000 である。従って、かかる資本の価値低落分の修正を取り入れると、真の所得は £10,000 から £3,000 に減少する。かくてこの2つの方法は同一の結果をうる。

一般物価水準が変動しているときキャピタルゲインを数期にわたるもの（訳注⁶）として考慮すると更により興味ある事情が判明する。資産が競争的市場で取引されていて、その資

表 1
原価の指正修正 年率 7% (£)

売却価値	14,181
差引：指正修正原価 (£10,000(1.07) ³)	(12,250)
真の利益	1,931

産の所有期間中各期末にその取引価格が明らかであるとき、各期間に対する真の利益を測定することは可能である。しかしながら、行政上はキャピタルゲインを実現したときに査定し、課税目的にはインフレーション率を一定の複利の年率と仮定する方が簡単なのである。このようにすれば資本の指正修正は比較的簡単である。例えば取得原価 £10,000 の資産が取得 3 年後に £14,181 で売却された場合を考えよう。この間何ら現金による所得収入はなかったものとする。なお、この期間における年間インフレーション率は常に複利 7% であったとする。査定される真の利益は表 1 で示されるように、最後にえられた現金売却収入からインフレーションに対して指正修正し、増額された原価を差引いたもの、即ち £1,931 となる。納税者にとって幸いなことに、かかる方式はそれ自体では資産売却以前の時期におけるその所有から生ずる利益は一切考慮していない。もしかかる租税が毎年課されるならば、その結果途中の期間における租税によって中央政府は利子分を稼得できることになろう。年々の評価による方法は行政上費用がかかるものとなろう。しかし、そのような真の利益を推定し、後から実際的に査定することは可能である。かかる方式は課税の繰延べ (tax deferral) として知られている。

4. 課税の繰延べ

発生基準ではなく実現基準によってキャピタルゲイン課税をすることによる中央政府にとっての失われる利子分について考察してみ

るためには指正修正の他に租税の繰延べも考察しなければならない。取得原価 £10,000 の資産を 3 年間所有、その間のインフレーション率は複利で年 7%，その期末に £14,181 で売却という先掲の設例を用いて、作用している諸要素を吟味することができる。なお、この課税繰延べ手続きにおいて利子率は 9% であり、かつての利子分は非課税であるとしよう。

我々は資本の成長率をどのように評価したらよいであろうか。毎年の利益はどうなるのか。また、利子要素をどのように考慮にとり入れたらよいのか。

まず第一に、資本の年間の実際上すなわち名目上の複利成長率……これを a で表す……を計算しよう。投資は 3 年間であったので、

$$\begin{aligned} £10,000(1+a)^3 &= £14,181 \\ (1+a)^3 &= 1.14181 \end{aligned}$$

当初の投資額のすべての £1 について蓄積された富は £1.4181 となったわけである。数表によって 3 乗根を求める、 $1+a=1.1235$ をえる。かくて実際の成長率は年間 12.35 % となる。

第二に、途中における資産価値を推定する必要がある。全期間を通じた実際の成長率は年 12.35 % であったので各年度末の推定価値は次の如くなる（註注⁷）。

$$\begin{aligned} £10,000(1.1235) &= £11,235 \cdots \text{第 1 年度末} \\ £11,235(1.1235) &= £12,623 \cdots \text{第 2 年度末} \end{aligned}$$

各年度末の期末価値……途中年度末価値と最後の売却価値……は表 2 の第(i) 行に示される。年初価値はインフレーションについての

インフレーション修正課税方式(山上)

表 2
指数修正 7 % 及び課税繰延調整 (£)

	年 度 末		
	1	2	3
期末価値 (i)	11,235	12,623	14,181
期首価値	10,000	11,235	12,623
指数修正：			
$10,000 \times 0.07$ (第 1 年度)	700	—	—
$11,235 \times 0.07$ (第 2 年度)	—	786	—
$12,623 \times 0.07$ (第 3 年度)	—	—	884
修正後期首価値(ii)	10,700	12,021	13,507
真の利益 (iii) = (i) - (ii)	535	602	674
課税繰延調整			
$535(1.09)^2 - 535$ (第 1 年度)	101	—	—
$602(1.09) - 602$ (第 2 年度)	—	54	—
0 (第 3 年度)	—	—	0
真の利益 + 課税繰延調整	636	656	674

指数修正がなされる。即ち、各年初価値に、それにインフレーション率を乗じてえた値を加えたものが指数修正された年初価値として第(iii)行に示される。真の利益は第(iv)行で示す通り、年度末価値より年初価値の指数修正値を引いてえられる。しかしながら第1年度の利益に対して9%の利子要素が最終的な売却による実現の日までの2年の遅延分加算され、第2年度の利益についても最終年までの1年の遅延分について利子が調整要素として加算される。課税繰延べによる調整は単に利子要素であり、真の利益に対して複利を適用したものである。真の利益と課税繰延調整額は、表2の最終行に示した如く各年において合算される。かくて課税利益はこれら3つの利益の合計ということになる。

$$\text{£}636 + \text{£}656 + \text{£}674 = \text{£}1,966$$

課税繰延調整額を加えての課税利益 £1,966 は表1でえられた課税繰延調整をしていない課税利益 £1,931 をこえている。この相違の理由は真の利益に適用、加算された利子率

のみのせいなのか、或いはその利子率がインフレーション率をこえていることによるのであろうか。表3で我々は年間インフレーション率が利子率に等しい9%であると仮定して課税繰延調整をし、各年度に帰属する課税利益を求めている。先の設例と同じ原則により、我々は表3の末尾の行で課税利益をえ、その合計は次の通りである。

$$\text{£}398 + \text{£}411 + \text{£}422 = \text{£}1,231$$

この利益は表4で示す通り、年間インフレーション率が9%であるときの原価の指数修正のみによる課税利益と全く同一である。かくて我々はインフレーション率が課税繰延調整計算のための利子率と同じであるならば、課税繰延調整計算のため毎年の真の利益を査定することは不要であることが分るのである。この場合、この二方式は同一となるのである。しかしながら、課税繰延計算をしない指数修正によった利益は、インフレーション率が課税繰延調整計算で用いる利子率より低いときは、課税繰延調整計算をした利益より

表 3
指数修正 9 % 及び課税繰延調整 (£)

	年 度 末		
	1	2	3
期末価値 (i)	11,235	12,623	14,181
期首価値	10,000	11,235	12,623
指数修正 :			
$10,000 \times 0.09$ (第 1 年度)	900	—	—
$11,235 \times 0.09$ (第 2 年度)	—	1,011	—
$12,623 \times 0.09$ (第 3 年度)	—	—	1,136
修正後期首価値 (ii)	10,900	12,246	13,759
真の利益 (iii) = (i) - (ii)	335	377	422
課税繰延調整			
$335(1.09)^2 - 335$ (第 1 年度)	63	—	—
$377(1.09) - 377$ (第 2 年度)	—	34	—
0 (第 3 年度)	—	—	0
真の利益 + 課税繰延調整	398	411	422

表 4
原価の指数修正 年率 9 % (£)

売却原価	14,181
差引 : 指数修正原価 (£ 10,000 $(1.09)^3$)	(12,950)
真の利益	1,231

少なくなり、逆にインフレーション率が利子率をこえるならば、より大となろう。

5. 減価償却

本節での我々の目的は減価償却費の計算において指数修正が適用されたとき、それが経済的な効率を考慮するときもつ意味合いを検討しようというものである。我々の分析は現在購買力と現在原価のそれぞれに基づいた 2 つの指数修正方式を検討する。

現在購買力課税方式では固定資産の当初原価は経済における一般インフレーション率を反映する一般物価指数で増額修正される。表 5 では取得原価 £100,000、耐用年数 3 年の

資産の減価償却費を定額法で計算している。便宜上、減価償却は資産の年中央ではなく年度末の現在購買力に基づいている。予測インフレーション率は年 10 % とする。資産の原価は年率 10 % で指数修正され、減価償却費は単純に、指数修正された原価の 3 分の 1 である。

しかし、これが投資への誘因を表しているであろうか。この問題に答えるため、支払利子の控除の問題は本章の後にのばしておくとして(訳注⁸)、現在購買力課税方式における減価償却費による租税節約の現在価値を、初年度 100 % の償却を行なうキャッシュフロー課税方式(訳注⁹)における租税節約の現在価値と比較してみよう。我々は年 8, 10, 12 % の

インフレーション修正課税方式(山上)

表 5
現在購買力課税方式における減価償却費(£)

年 度	資産原価の現在購買力 (年度末)償却累計控除前	年度の減価償却費
1	$100,000(1.10) = 110,000$	$110,000/3 = 36,667$
2	$110,000(1.10) = 121,000$	$121,000/3 = 40,333$
3	$121,000(1.10) = 133,100$	$133,100/3 = 44,367$

表 6
現在購買力課税方式における減価償却費の租税節約現在価値(£)

減価償却費 計上年度	租税節約 税率 35 %	各割引率による 租税節約現在価値		
		8 %	10 %	12 %
1	$36,667 \times 0.35 = 12,833$	11,002	10,606	10,230
2	$40,333 \times 0.35 = 14,117$	11,207	10,606	10,048
3	$44,367 \times 0.35 = 15,528$	11,414	10,606	9,868
		33,623	31,818	30,146

表 7
現在購買力及び
キャッシュフロー課税方式における租税節約(£)

課税方式	各割引率(年)における 租税節約の現在価値合計		
	一般インフレーション率、年 10 %		
	8 %	10 %	12 %
現在 購買力	33,623	31,818	30,146
キャッシュフロー	32,407	31,818	31,250

3つの割引率を検討する。更に、資産は第0年度の末日に購入されたものとし、課税については各年度末より1年のタイムラグがあるものとする。限界税率を35%として、現在購買力課税方式における減価償却費の租税節約の現在価値は表6に示される。第1年度の減価償却費の租税節約現在価値は、課税のタイムラグにより2年分割引いて求める。同様に第2度の減価償却費の租税節約現在価値は3年分割引いてえられる。以下同様である。

表6において分るように、一般的なインフレーション率が割引率をこえる、例えば割引率が年8%の場合、減価償却費の各年の租税節約現在価値は時と共に増大する。これは、この場合の課税計算方式が貨幣の時間価値を考慮するのに必要な修正をこえて原価の指数修正を認めているからに他ならない。表6中の割引率が年10%の場合で分るように、2つの率が等しければ各年の租税節約の現在価値は各年を通じて一定である。しかしながら、

例えば割引率が年 12% の場合の如くインフレーション率が割引率より低ければ、各年の租税節約現在価値は時と共に減少する。

これに対して、キャッシュフロー課税方式における租税節約の現在価値(£)は、1年の課税タイムラグがあるので、次の如くなる(註注¹⁰)。

$$(0.35)100,000/(1.08)=32,407$$

(割引率 8%)

$$(0.35)100,000/(1.10)=31,818$$

(" 10%) 及び

$$(0.35)100,000/(1.12)=31,250$$

(" 12%)

表7ではこれらの結果が現在購買力課税方式下における結果と対比されている。キャッシュフロー課税方式は、限界税率が一定であり、計上費用が完全に填補されかつ課税のタイムラグが一定であるならば、投資意志決定に対する影響は中立的である。かくて表7から我々は現在購買力の課税方式は、割引率が一般インフレーション率より低ければ、租税節約の現在価値がキャッシュフロー課税方式の場合より大なので、投資について積極要因を示すことになり、割引率がインフレーション率に等しければ投資意志決定についての影響は中立的であり、また割引率がインフレーション率をこえれば、投資の消極要因を示すことになるわけである。

しかしながら正常な状況では市場の金利は経済における一般インフレーション率をこえるものであり、然らざれば、投資家の真の利益率はマイナスになってしまう。従って、一般には、支払利子の控除をしていない場合、現在購買力課税方式では投資に対して消極要因を示すことになる。しかし、我々はこの支払利子の控除という困難な問題は後にとりあげることにする。

もう一つ他の方式は現在原価会計原則に基づくものである。資産はその「企業にとって

の価値」(value to the business) ……通例は同種資産の同年数経過後の減価償却累計控除後の取替原価である……で記録される。当面我々は負債に関するギアリング修正等は無視することにする。資産価値についてのインフレーション修正は、経済における一般物価水準の変動に対してではなく、特定の資産カテゴリーについての個別物価変動を反映してなされる。しかし、ある特定の資産の価格上昇率が 10% であるならば、耐用年数 3 年間中のその原価 £100,000 の資産についての現在原価課税方式による年々の減価償却費は、経済における一般インフレーション率が 10% であるときの現在購買力課税方式によるものと全く同一である。表8のカテゴリーAでは定額法による毎年の減価償却費は表5における現在購買力課税方式のそれと同一である。しかし、カテゴリーBでは、資産のインフレーション率は年 12% であり、従って第1年度末において、この資産の現在原価は £112,000 である。第2年度末までに、このカテゴリーBの資産の現在原価は更に 12% 上昇して、£112,000 (1.12)=£125,440 となる。従って、年々の減価償却費はカテゴリーAの場合より大きい。これは個別インフレーション率がカテゴリーAの場合より大であるからに他ならない。最後にカテゴリーCでは資産のインフレーション率は 14% と想定されている。

租税節約は各資産カテゴリーについて表9に示されている。表8でえられた減価償却費は、租税節約額を算定するために 35% 乗ぜられる。割引率は年 12% と仮定しており、また各年度末より 1 年間の課税タイムラグがあるものとしている。カテゴリーAでは表9で示されている如く第1年度に対する租税節約の現在価値は £ 12,833.3/(1.12)²=£ 10,230.6 である。

カテゴリーAの同種新品のものの現在原価は年ごとに上昇するので減価償却費も増加

インフレーション修正課税方式(山上)

表 8
現在原価課税方式における減価償却費(£)

資産 カテゴリー	資産 インフレーション 年率(%)	年度	資産の現在 原価(年度末) 償却累計控除前	当年減価償却費
A	10	1	110,000.0	110,000.0/3=36,667.7
	10	2	121,000.0	121,000.0/3=40,333.3
	10	3	133,100.0	133,100.0/3=44,366.7
B	12	1	112,000.0	112,000.0/3=37,333.3
	12	2	125,440.0	125,440.0/3=41,813.3
	12	3	140,492.8	140,492.8/3=46,830.9
C	14	1	114,000.0	114,000.0/3=38,000.0
	14	2	129,960.0	129,960.0/3=43,320.0
	14	3	148,154.4	148,154.4/3=49,384.8

表 9
現在原価課税方式における減価償却費の租税節約現在価値(£)

資産 カテゴリー	減価償却費 計上年度	租税節約 税率 35 %	租税節約現在価値 割引率, 年 12 %
A	1	12,833.3	10,230.6
	2	14,116.7	10,048.0
	3	15,528.3	9,868.5
計			30,147.1
B	1	13,066.7	10,416.7
	2	14,634.7	10,416.7
	3	16,390.8	10,416.6
計			31,250.0
C	1	13,300.0	10,602.7
	2	15,162.0	10,792.0
	3	17,284.7	10,984.7
計			32,379.4

し、従って租税節約も増額していく。しかしながら、この資産のインフレーション率が10%だけで、割引率12%がそれをこえてるので各年の租税節約の現在価値は年ごとに減少していく(訳注¹¹)。

カテゴリーBでは資産価格のインフレーション率は割引率と同じである。従って年々の租税節約は資産価格のインフレーション率と合せて増加していくが、その現在価値は各年

を通じて同一となる。それは、減価償却費に対するインフレーション率の複利による影響が、貨幣の時間価値を考慮したものである割引率の影響によって正確に相殺されることによるものである。両者とも年率12%と仮定されているのである。租税節約の現在価値合計は、表9で示されている通り £ 31,250である。最後にカテゴリーCであるが、この資産価格のインフレーション率は割引率をこえ

ているので、租税節約の現在価値は年々増加していく。

しかしながら、経済的効率の基準は表 7 で示されている、割引率年 12 % としたときのキャッシュフロー課税方式における租税節約の現在価値 合計 £ 31,250 である。我々は一定の課税タイムラグ、一定の限界税率、費用の全額計上即時填補の下では、キャッシュフロー課税方式は投資意志決定に対して影響が中立的であることを知っている。かくて、表 9より現在原価課税方式はカテゴリー B では、租税節約の現在価値がキャッシュフロー課税方式に等しくなる 所要額 £ 31,250 になるので、中立的な影響を示すことになる。かかる結果となるのはカテゴリー B では特定の資産価格のインフレーション率が割引率と同一であるからに他ならない。これに対してカテゴリー A では資産のインフレーション率が不十分なのであり、またカテゴリー Cにおいては現在原価課税方式による減価償却費が投資について財務上の積極誘因となることが示されるわけである(原注¹)。しかしながら我々は支払利子の控除の問題をとりあげていない。この点は後に検討しよう。

6. 営業用在庫品（商品・製品）

本節で我々は営業用在庫品の評価及び売上原価の計算において幾つかの課税方法におけるインフレーションの影響をどのように調整しうるのかの問題にうつる。ただし、我々は、在庫品についてより慣習的な流れの方法をとりあげるまで、原価の直接的なインフレーション修正の検討は行なわない。

売上品の各品目についてその実際原価を確定することはしばしば実務的ではないので、会計システムでは原価の特定の流れ方についての一種の大雑把な仮定を設ける。その一つは最も古い商品を収益に対して最初に費用として課するものとして処理することである。

この方法は先入先出法 (first-in-first-out), FiFo として知られる。今一つ別な方法は、後入先出法 (last-in-first-out), LiFo であって、これは最近購入した品目が収益に対して最初に費用として課せられるものとするのである。ただし、この方法は英国では一般に支持されていない。

この 2 方法のもつ利益への影響は表 10 に示されている。我々は期間 1 において @ £ 10 で 100 個購入し、更にまた各 @ £ 11 で 100 個購入、合計 200 個求め、なお期間末に 100 個残存していると仮定した。FiFo では最も古いものがまず販売されるとみなすので販売した 100 個は古い価格の各 @ £ 10 がコストであることになる。従って表 10 の通り期間 1 の利益は £ 1,000 である。期末在庫品は新しい方の価格 @ £ 11 の原価のものとされ、よって期間 2 の期首在庫品は £ 1,100 と評価される。この期間中に各 @ £ 12 で 50 個が購入され、合計 150 個、原価合計 £ 1,700 が販売可能なものとしてあることになる。期間 2 では期末に 25 個が在庫品として残り、最も古いものからまず販売されるという FiFo の下では、これは新価格で評価されることになる。従って、在庫品 25 個は @ £ 12 で評価され、評価額は £ 300 となる。売価は各 £ 20 なので期間 2 の利益は表 10 の通り £ 1,100 となる。最後に期間 3 では 25 個販売され、また追加購入はなかったものとしている。

LiFo の下では、3 期間を通じての合計利益は同一額となるが、利益額のパターンは変ってくる。期間 1 では販売された商品はより近い購入価格 @ £ 11 が原価とされ、利益は £ 900 となる。しかし、この評価方法では、期間 2 の期首在庫品はより古い価格に基づいて計算された £ 1,000 だけということになる。ところで、期間 2 では 125 個売れたのに対してわずか 50 個購入されている。従って在庫レベルが減少するわけである。LiFo に

インフレーション修正課税方式（山上）

表 10
FiFo 及び LiFo における課税利益 (£)

	FiFo	LiFo
期間 1		
期首在庫（なし）	—	—
加算：仕入 (a) 100 個 @ £10	1,000	1,000
(b) 追加購入 100 個 @ £11	1,100	1,100
小計 (200 個)	2,100	2,100
差引：期末在庫 (100 個)	(1,100)	(1,000)
売上原価 (100 個)	1,000	1,100
利益 (売上 - 売上原価) (i)	1,000	900
売上 (100 個 @ £20)	2,000	2,000
期間 2		
期首在庫 (100 個)	1,100	1,000
加算：仕入 (50 個 @ £12)	600	600
小計 (150 個)	1,700	1,600
差引：期末在庫 (25 個)	(300)	(250)
売上原価 (125 個)	1,400	1,350
利益 (売上 - 売上原価) (ii)	1,100	1,150
売上 (125 個 @ £20)	2,500	2,500
期間 3		
期首在庫 (25 個)	300	250
加算：仕入 (なし)	—	—
差引：期末在庫 (なし)	—	—
売上原価 (25 個)	300	250
利益 (売上 - 売上原価) (iii)	200	250
売上 (25 個 @ £20)	500	500
利益合計 ((i)+(ii)+(iii))	2,300	2,300

よる原価の流れでは、次の期間に入つてからの販売品 50 個は新価格 @12 で売上原価とされ、残りの販売品 75 個は最も古い価格 @£10 で評価されねばならない。期間 2 における LiFo の売上原価は、在庫 レベルが低下したので FiFo によるものより少ないのである。従つて期間 2 及び 3 の両方においては、LiFo により計上される利益の方が FiFo による利益をこえるのである。よつて、我々は一般に LiFo の方がより低い利益額、従つてより少ない納税額を確定するものと期待しがちであ

るが、もし LiFo が税務上認められ、税務上 FiFo より有利なものとして選択されたとすると、それは、単位原価は上昇し、また在庫量のレベルは低下しない、ということを暗に前提としているからに他ならない。単位原価又は在庫 レベルが低下すれば、FiFo に換えた方がより低い利益額を計上し、従つてより大なる租税節約を招来するのである。

我々は課税目的のための LiFo による原価の流れの若干の問題点を明らかにした。次に、FiFo に関心を戻して、現在原価か現在

表 11
一般物価指数と個別物価指数の変動

日付	項目	一般物価指数			個別物価指数
		トレンド A	トレンド B	トレンド C	
11月中旬(1987)	期首製品	100	100	100	100
6月下旬(1988)	売上及び 製造原価	105	110	112	110
11月下旬(1988)	期末製品	110	120	128	120
12月下旬(1988)	年度末	112	123	135	123

表 12
営業用在庫品の指正：在庫量一定

歴史的原価 課税方式(£)	現在原価 課税方式 修正(£)	現在購買力課税方式							
		トレンド A		トレンド B		トレンド C			
		修正(£)	修正(£)	修正(£)	修正(£)	修正(£)	修正(£)		
期首在庫	10,000	110 100	11,000	112 100	11,200	123 100	12,300	135 100	13,500
加算：製造原価	100,000		100,000	112 105	106,667	123 110	111,818	135 112	120,536
計	110,000		111,000		117,867		124,118		134,036
減算：期末在庫	(12,000)	110 120	(11,000)	112 110	(12,218)	123 120	(12,300)	135 128	(12,656)
売上原価	98,000		100,000		105,649		111,818		121,380
利益(差額)	49,000		47,000		51,151		52,555		55,808
売上	147,000		147,000	112 105	156,800	123 110	164,373		177,188

購買力に基づく指正の代替的な方法を検討してみよう。歴史的原価会計利益課税方式では、売上原価(i)は販売可能な製品原価……当期の製品製造原価に期首在庫分の原価を加えて求める……から、(ii)期末在庫分の原価を差引いて計算される。現在原価課税方式では期中の製造原価はほぼ現在原価であると考え一般に修正しない(註注¹²)。しかし、期首在庫マイナス期末在庫は販売時点における製品の現在原価で売上に対応させねばならない。個別製品指正は表 11 に示されている。設例では在庫は 3 月分であり、従って 1988 年期首

の在庫は 1987 年 10, 11, 12 月に取得されている。よって平均して期首在庫原価の指正は大体 100, 即ち 11 月中旬の数字であると考えられるわけである。経済における一般物価の変動は必ずしもこの企業のかかる特定の営業品目カテゴリーのものの変動とは同様ではない。それは表 11 の一般物価指正で示されている如く、トレンド A ではより低く、トレンド B では同一、トレンド C ではより高い率となっている。

現在原価課税方式において、現在原価による売上原価を求めるには、期首及び期末の在

インフレーション修正課税方式（山上）

庫製品は年度中央の現在原価に再評価される。かくて期首製品の歴史的原価は年央の個別製品指数が乗せられ、1987年11月中旬の指数で除せられる。また期末製品には年央の指数を乗じ、1988年11月中旬の指数で除せられることになる。製品売上高、製造原価は年間を通じて均等に流れていると仮定するので、現在原価にするための修正は不要である。実際の現金による売上高は歴史的原価による売上高の150%に等しいと仮定されている。表12により現在原価課税方式による課税利益は歴史的原価課税方式の£49,000から£47,000に減少することがわかる。

表12ではまたトレンドA, B, Cのそれにおいて異なる3つの一般インフレーション率に従うものとして、現在購買力課税方式による利益の修正を示している。期首製品、製造原価、期末製品及び売上高の歴史的原価の数字に表11で示された当該トレンドの年度末一般物価指数が乗せられ、当該カテゴリーの指数で除せられる。例えば、製造原価は年央に生ずるとみなすので、期末の現在購買力等価額に修正するためには、トレンドAでは実際原価（歴史的原価）に期末の一般物価指数112を乗じ、年央の指数105で除するのである。現在原価課税方式では指数修正計算の分子に年央の個別製品指数が用いられたが、現在購買力課税方式では年末の一般物価指数が用いられるのである。

我々は設例においては、仕入及び売上について信用取引はないものとした。従って、現金売上 £147,000 マイナス 製造原価 £100,000 によって営業現金収入 £47,000^(訳注13)がえられる。これは、現在原価課税方式による利益額と一致する。かかる結果の理由は在庫量を一定と仮定していることによる。我々はこれを2つの観点から考察することができる。第一に、期首、期末の製品の年央における現在原価はいずれも £11,000 であり、従って在庫量は変わなかったことである。第二に、個

別製品指数が、表11で示される如く、100から120へと上昇していることである。原価の年率20%の上昇を反映しているのであり、これは年度末における実際原価が、£10,000から£12,000へと同じく20%上昇していることと一致する。我々はキャッシュフロー課税方式は投資意思決定に対して影響が中立的であることを知っている。よって、営業用在庫品に関するかぎりその量的水準が一定であれば、現在原価課税方式もやはり投資意志決定について中立的でありうるのである。我々は営業現金収入 £47,000 が年央に生じたと仮定しているので、これを年度末購買力等価額に修正することができる。表11のトレンドBに示されている如く一般物価が上昇したとすると、我々はこの年度末購買力等価額を、キャッシュフロー £47,000 を110で除し、123を乗じて求めることができる

$$£47,000 \times 123/110 = £52,555$$

これはトレンドBにおける現在購買力課税方式の利益と全く同じである。かくて在庫量が一定であり、かつ一般インフレーション率が営業用在庫品の単位原価のインフレーション率と同じであれば、在庫品に関するかぎり現在購買力課税方式は現在原価課税方式と同一であることがわかる。ただし前者はキャッシュフローについて年央から年末にかけての一般インフレーションの影響を考慮するので、部分的ではあるが有効に課税の繰延べを行なうのである。この点が後者と異なっているのである（訳注14）。

表13では我々は上例とは異なった営業及び在庫方針のパターンについて考察する。期首製品及び製造原価は上例と同一だが、期末製品が物量単位で多いのである。指數修正の内容は上例で論じたのと同一の原則に従う。営業現金収入は現金売上 £93,000 マイナス 現金基準製造原価 £100,000 であり、これはマイナス £7,000 に等しい。しかしながら表

表 13
営業用在庫品の指正修正：在庫量増加

歴史的原価 課税方式(£)	現在原価 課税方式	現在購買力課税方式							
		トレンド A		トレンド B		トレンド C			
		修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)		
期首在庫	10,000	110 100	11,000	112 100	11,200	123 100	12,300	135 100	13,500
加算：製造原価	100,000		100,000	112 100	106,667	123 110	111,818	135 112	120,536
計	110,000		111,000		117,867		124,118		134,036
減算：期末在庫	(48,000)	110 120	(44,000)	112 110	(48,873)	123 120	(49,200)	135 128	(50,625)
売上原価	62,000		67,000		68,994		74,918		83,411
利益（差額）	31,000		26,000		30,206		29,073		28,687
売 上	93,000		93,000	112 105	99,200	123 110	103,991	135 112	112,098

表 14
営業用在庫品の指正修正：在庫量減少

歴史的原価 課税方式(£)	現在原価 課税方式	現在購買力課税方式							
		トレンド A		トレンド B		トレンド C			
		修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)	修正 (£)		
期首在庫	10,000	110 100	11,000	112 100	11,200	123 100	12,300	135 100	13,500
加算：製造原価	100,000		100,000	112 105	106,667	123 110	111,818	135 112	120,536
計	110,000		111,000		117,867		124,118		134,036
減算：期末在庫	(6,000)	110 120	(5,500)	112 110	(6,109)	123 120	(6,150)	135 128	(6,328)
売上原価	104,000		105,000		111,758		117,968		127,708
利益（差額）	52,000		50,500		54,642		56,468		60,328
売 上	156,000		156,000	112 105	166,400	123 110	174,436	135 112	188,036

インフレーション修正課税方式（山上）

13では、歴史的原価、現在原価、現在購買力のそれぞれに基づいた3つの課税方式のすべてが損失どころか利益を計上していることが分る。このことはこれら3つの課税計算方式(tax design)の非効率(inefficiency)を示すものである(註注¹⁵)。現在原価及び現在購買力課税方式の両者は、それぞれ個別及び一般物価変動を取り入れており、従って価格変動を考慮に入れているわけであるが、いずれも物量変動による修正の問題はとりあげていないのである。更に、歴史的原価会計による課税方式では在庫品の物量及び価格変動のいずれもとり入れていない。

表14では、我々は再び同一の期首製品、製造原価を仮定しているが、ここでは期末製品は減少している場合を示している。このとき、営業現金収入は現金売上 £156,000 マイナス現金基準製造原価 £100,000 であり、£56,000となる。これは歴史的原価会計による課税方式、現在原価課税方式の課税利益をこえている。従って、ここではこの2方式の下では在庫量を減少させる誘因の可能性が示されているわけである。現在購買力課税方式の下で課税利益が営業現金収入をこえるかどうかは、一般物価指数のトレンドによるのである。

運転資本のサイクルに関する限り営業用在庫品は特定のプロジェクトのはじめに増加し、末期に減少する傾向にある。かくて、現在価値基準(present value terms)で考えると、現在原価及び現在購買力課税方式のいずれにおいてもプロジェクトのはじめにおいて在庫水準を増加することに対する消極誘因の可能性の方が将来において在庫を減少させることに対する積極誘因の可能性より大きいものと思われる。しかし営業用在庫品の価格の上昇率が割引率より大となるならば、在庫水準を増加させる租税上の誘因が存在しうるのである。我々は表13から現在原価課税方式では営業用在庫品が年央の価格において、期首 £11,000 から期末 £44,000 に £33,000 増加したことが分る。これは現在原価課税方式による利益 (+£26,000) と営業現金収入 (-£7,000) の差額を示すものである。別な見方をすれば、現在原価会計による利益をうる今一つの方法は、営業現金収入に、各資産カテゴリーごとの在庫品の物量増加 × 年央の単位現在原価を加えたものである(註注¹⁶)。

別な例で考えてみよう。年々の純営業現金収入が £500 であり、この企業がその1年間に在庫量を 100 単位増したが、次の年に同量だけ減らすものとする。年央における在庫品

表 15
在庫品操作の現在原価課税方式上の誘因

	年 度	
	1	2
純営業現金収入	£ 500	£ 500
在庫量変動	+100単位	- 100単位
在庫品年央単位現在原価	£ 1.10	£ 2.20
期中に在庫品投資	$100 \times £ 1.10 = + £ 110$	$-100 \times £ 2.20 = - £ 220$
現在原価利益	$£ 500 + £ 110 = £ 610$	$£ 500 - £ 220 = £ 280$
租税@35%、在庫品投資又は減少前	$£ 500 \times 0.35 = £ 175$	$£ 500 \times 0.35 = £ 175$
現在原価利益課税	$£ 610 \times 0.35 = £ 214$	$£ 280 \times 0.35 = £ 98$
租税増分効果	$£ 175 - £ 214 = - £ 39$	$£ 175 - £ 98 = + £ 77$
同上の割引額	$- £ 39 / (1.20)^2 = - £ 27$	$+ £ 77 / (1.20)^2 = + £ 45$

の単位現在原価は1年次 £ 1.10 であり2年次 £ 2.20 であるとする。租税は現在原価利益に対して 35 %, 各年末より1年遅れて支払われるものとする。最後に割引率は年 20 % とする。

表 15 で次の事情が詳細に計算されて示されている。即ち、現在価値基準で、在庫量の増加により £ 27 の追加租税の支払となり、ついで後の期の在庫量の減少により £ 45 の租税節約となり、結局、正味 £ 18 の租税節約となるということである。かくて、在庫品価格が割引率をこえた率で上昇しているならば、在庫品に投資する租税上の誘因があることが分る。同様に、現在購買力課税方式においても一般物価指数が割引率をこえて上昇しているならば、在庫品を増加する租税上の誘因がありうることが分るのである。

7. 正味貨幣運転資本

前節で我々はインフレーションによる損失について売上原価を如何に修正するかを示した。これは在庫品の指正修正によってなされたわけである。しかしながら運転資本には、

損失ではなく利益が認識されうる他の構成項目があるのである。例えば売上債権残高は債権者企業にとっては購買力損失をもたらし、債務者企業には利益をもたらす。従ってインフレーションによってもたらされた債務者利潤はインフレーション修正課税方式において課税されるべきなのである。他方、債権残高に生ずるインフレーション損失についてもそれを税務計算上控除(訳注17)されるべきであるという有力な所論がある。かくて現金・売掛金等の貨幣性資産のみならず買掛金・当座借越等の貨幣性負債の期首・期末の残高は、インフレーションによってもたらされた担税能力の変化を計算するために指正修正される必要があるのである(訳注18)。

技術的には、現在原価計算では、正味貨幣運転資本の各構成項目に用いられる指正は、各項目の取得(input)価格の個別インフレーション率を反映する指正であることを要する。またこれらの資産、負債が生じた時点も考慮に入れなければならない。しかしながら我々は便宜上、現在原価課税方式、現在購買力課税方式のいずれにおいても、計算上、年間の期首、中央、期末の同じ一般物価指正を

表 16
正味貨幣運転資本保有による
インフレーション損失の税務控除額 (£)

歴史的原価		
正味貨幣運転資本の期末残高		11,500
差引：期首残高		(2,000)
正味貨幣運転資本への期中投資高		9,500

現在原価		
期末残高 ($11,500 \times 108/115$)		10,800
差引：期首残高 ($2,000 \times 108/100$)		(2,160)
正味貨幣運転資本への期中投資高		8,640

税務控除		
(i) 現在原価課税方式	($9,500 - 8,640$)	860
(ii) 現在購買力課税方式	($860 \times 115/108$)	916

用いることにする。唯一の相違点は、現在原価方式における控除額は指数の年央の読みに基づくものであるのに対し、現在購買力課税方式におけるこの最終的な控除額は指数の年末の値を反映したものであることである。我々の設例では、この年度の期首、年央、期末の一般物価指数はそれぞれ 100, 108, 115 である。従って表 16 で我々は期中における正味貨幣運転資本に対する投資の現在原価を計算し、これをこの期中投資の歴史的原価と比較するのである。正味貨幣運転資本は歴史的原価で £9,500 増加したのに対し、現在原価では £8,640 の増加にとどまる。期中の投資は £9,500 - £8,640 = £860 減少ししたものとなり、これは税務上控除項目となる。また現在購買力方式ではこの控除項目は年央の指数修正値から年末の購買力等価額へ換算されるので、若干より高い £916 となる。他方、貨幣的負債が貨幣的資産をこえるときは、インフレーション利得が生じ、それによって課税利益が増えることになる。

8. 長期債務

我々の現在原価課税方式の分析はキャッシュフロー課税方式と対比して投資についての積極的及び消極的誘因の可能性の有無を見定めることであった。しかしながら投資意志決定についてキャッシュフロー方式の中立性を保つために支払利子の控除可能性はないものとして論じてきた。この問題をここでは、(i) 債務についての利子は借入金融に関するインフレーションの影響について税務上修正するとき控除されるべきかどうか、(ii) 支払利子の控除可能性はどの程度無視できるのか、ということでとりあげるのである。現在原価課税方式は実に課税対象となるギアリング修正を含みうるものなのであり、我々はその詳細を設例で示そう。

表 17 は、我々は様々なレベルの借入金融

につきどの程度の追加租税債務が生ずるかを評価したものである。債務についての年間市中金利は 8, 10, 12 % のいずれかと仮定する。現在原価による純営業資産に対する債務割合のレベル（ギアリング比率）は 10, 25, 40 % のいずれかとする。本年度、現在原価による営業費用修正額は £400,000 である。これは現在原価課税方式における、利子、ギアリング修正、租税控除前の損益で、歴史的原価課税方式による全費用を差引いた後の損益に課せられる全費用である。ギアリング比率が 10 % であるとギアリング修正としての追加 £40,000 が課税利益となる（第 17 表の第 (v) 行参照）。同様にギアリング比率が 25 %、更には 40 % とそれぞれ増加するに従い、ギアリング修正額は £100,000, £160,000 へと比例して増加していく。しかしながら債務の利子が税務上控除可能と考えられるので、表 17 の第 (iv) 行で示した如く、支払利子額をギアリング修正額より差し引いて正味の追加担税能力を決定しなければならない。限界税率は 35 % と仮定してある。

我々は表 17 から債務の利子率が年 10 % のとき、追加担税能力は 0 であることを知る。このことはギアリング比率が低、中、高であろうと生ずるのである。このことをきめる決定的要因は、現在原価営業費修正合計額の正味営業資産現在原価に対する比率（^{脚注 19}）（£400,000 / £4,000,000）が債務に対する年間市中金利に等しいということである。利子率が単に 8 % にすぎないならば、ギアリング比率が 10 % から 40 % へと上昇するにつれ、追加租税債務はそれぞれ £2,800 から £11,200 へと増加していく。最後に債務に対する利子率が 12 % であると、租税節約が生じ、これもまたギアリング比率の上昇と共に増加していく。

現在購買力課税方式の下では債務保有から生ずるインフレーション利益に課税されるであろう。これは利子の控除分より生ずる利得

表 17
利子控除後のギアリング修正に生ずる租税債務

年間利子率 ギアリング	8 %			10 %			12 %		
	低	中	高	低	中	高	低	中	高
借入資本 (£'000) (i)	400	1,000	1,600	400	1,000	1,600	400	1,000	1,600
純営業資産の 現在原価 (£'000) (ii)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
ギアリング比率 ((i)/(ii))	0.10	0.25	0.40	0.10	0.25	0.40	0.10	0.25	0.40
営業費用の現在原価									
修正額 (£'000) (iv)	400	400	400	400	400	400	400	400	400
ギアリング修正 (£'000) (v) = (ii) × (iv)	40	100	160	40	100	160	40	100	160
借入資本利子 (£'000) (vi) = (i) × 利子率	32	80	128	40	100	160	48	120	192
追加担税能力 (£'000) (vii) = (v) - (vi)	8	20	32	0	0	0	(8)	(20)	(32)
追加租税の 債務又は (節約) (£'000) ((vii) = 0.35 × (vii))	2.8	7.0	11.2	0	0	0	(2.8)	(7.0)	(11.2)

インフレーション修正課税方式（山上）

表 18
貨幣的債務に生ずる利益（利子控除後）に対する租税債務

	一般インフレーション率(年)		
	5%	10%	15%
貨幣的債務に生ずる利益 (インフレーション率×£ 1 m)	50,000	100,000	150,000
差引：債務の利子 (10% × £ 1 m)	(100,000)	(100,000)	(100,000)
正味担税能力	(50,000)	0	50,000
租税債務又は（節約） (35% × 正味担税能力)	(17,500)	0	17,500

を過相殺するかも しれないの である。例え ば、£ 1 m の借入金を 1 年間、年末に一度 に 10% の利子を支払うことで保有してい ことの税務上の意義を考察してみよう。イン フレーション期には、債務の実質的価値は低 落するので債務保有により購買力利益をう る。表 18 より我々は、かかる貨幣的債務に 生ずる利益はインフレーションと共に増加す ることが分る。一般インフレーション率が債 務の利子率より低ければ、利子の控除よりえ られる租税上の利得がインフレーション利益 に対する租税債務をしのぐので正味租税節約 が生じよう。一般インフレーション率が債務 利子率と同じならば、正味租税債務が 0 とな ることは明らかである。最後に、一般インフ レーション率が債務利子率をこえるならば、 担税能力が増加し、租税債務が生ずることに なる。

9. 税務上の繰越損失（訳注²⁰）

我々の分析では、一般に税務計算上の控除 は課税収益に対して計上相殺されるものと仮 定してきた。しかしながら、収益が不十分な らば税務上損失が生ずる。このような最近年 度の課税収益で直ちに相殺できない損失は繰 延べられる必要があり、将来の収益で填補さ れねばならない。インフレーション修正課税 方式ではかかる繰延損失も指数修正すること

が適當であると考えられる。しかしながら、 税務計算目的に使用する指数で示されるイン フレーション率が、適當な市中金利……これ は当該企業が将来の損失控除可能額よりえら れる租税節約をどのように割引くかを示すも のである……より低いことがありうる。この 場合、かかる税務上の繰越損失の現在価値は 減少することになる。他方、インフレーション 率が割引率をこえれば、税務上の非効率 (inefficiency) が生ずることになる。但し、こ の場合は企業側に有利なわけである。

10. 結 論

インフレーションは所得及び資本の測定を 歪めるので、適當な税務上の修正が必要である。 しかしながら従価の消費税は資本一所得 とは異なった課税ベースによっているので、 それらの修正は必要としない。但し、それでも 税率適用の階層の指数修正はなお必要である。 資本と所得が相互に関連している課税ベ ースの場合は、真の利益が測定されるべきで あり、或いは、名目上の利益が課税対象とな るにしても、資本のインフレーション侵食分 は控除されるべきである。実現利益によるキ ャピタルゲイン課税は、資産処分前の何年にも もわたって租税を支払わなかったことによる 利得を考慮するために、更に租税の繰延べの 問題が係わってくる。この問題は資産処分前

の年度における真の利益をさかのぼって計算し、かつ利子要素の修正を加えることで解決される。インフレーション率が繰延利子率をこえるならば、繰延修正をしないで適用されるキャピタルゲイン課税はより大となる。他方、インフレーション率が繰延利子率より低ければ、繰延修正をしないキャピタルゲイン課税はより少となる。最後に、インフレーション率が繰延利子率と同じならば、繰延修正は不要となる。

次に我々は現在原価及び現在購買力課税方式における減価償却費の測定をとりあげた。現在購買力課税方式では割引率が一般インフレーション率より低ければ、投資への積極誘因を示し、両者が同じならば投資に対して示す効果は中立的であり、割引率が一般インフレーション率をこえれば投資に消極誘因を示すことになるのである。同様に、現在原価課税方式では、その特定資産価格のインフレーション率が割引率と同じならば影響は中立的であり、資産のインフレーション率が割引率より低ければ消極誘因を示し、資産のインフレーション率の方が割引率より高ければ投資への積極誘因を示すことになるのである。

営業用在庫品について、我々は在庫品評価目的のための FiFo 及び LiFo の原価の流れの検討より始めた。我々は、もし在庫品の単位原価が上昇しつつあり、また在庫量のレベルが下落しないのならば、LiFo 方式の方が FiFo 方式より低い課税利益額を示すを見い出した。しかし、単位原価或いは在庫レベルが下落すれば、FiFo 方式の方がより大なる租税節約となりうるのである。

我々は次に営業用在庫品の指標修正の問題に検討を進めた。在庫量が一定ならば、在庫品に関するかぎり、現在原価課税方式は何の偏向も示さない。在庫量が一定ならば現在購買力課税方式でも同様である。但し、現在購買力方式は現在原価方式と異なり課税の繰延べを許容する点において異なっている。しか

しながらここで重要な仮定は、一般インフレーション率が営業用在庫品の単位原価のインフレーション率に等しいということである。個別物価及び一般物価が上昇していると、両方の課税方式は共に在庫量の増加と共に過大な利益を計上することになる。現在原価課税方式も現在購買力課税方式もそれぞれ個別又は一般物価の変動はとり入れているのであるが、どちらも在庫量変動の問題は、これが直接、利益測定に関連はしないので、とりあげていないのである。逆にいえば、単位原価が上昇していると、現在原価課税方式では在庫量を減少させる積極誘因が存在しうることになる。現在購買力課税方式で誘因がどうなるかは一般インフレーション率如何によるわけである。我々は運転資本のサイクルは、特定のプロジェクトに関連しては在庫水準が初期に上昇し、その後減少する傾向にあることを知っている。従って、営業用在庫品の価格が割引率より上昇しているならば、現在原価課税方式では在庫品増加への税務上の積極誘因がありえようし、また現在購買力課税方式でも一般物価が割引率より上昇するならば同様なのである。

更に、我々は現在原価及び現在購買力課税方式において考えられる正味貨幣運転資本の修正をとりあげた。

現在原価課税方式における長期債務の意義を分析するために我々は現在原価による営業費修正額合計の現在原価による正味営業資産に対する比率を計算した。この比率はギアリング比率ではないが、税務上生じうる歪みに影響を与えるもので、一種の臨界比率 (a critical ratio) である。債務に対する利子率がこの臨界比率より低ければ、過度の租税負担が生じ、かつそれはギアリング比率の上昇と共に増加する。債務利子率が臨界比率と同じならば、借入金融に関連した租税債務は存在しないことになる。しかし、利子率が臨界比率をこえれば租税節約を生じ、しかもそれ

インフレーション修正課税方式（山上）

はギアリング比率と共に増加していくのである。

現在購買力課税方式では、債務保有に基づくインフレーション利得を如何に査定するかを説明した。それは一般インフレーション率が利子率をこえない限り、利子控除による租税節約をこえることはないのである。

最後に我々は、インフレーション修正課税方式では税務繰越損失も指数修正されるべきである旨を述べた。但し、それは該当する指數上のインフレーション率が適用される市中割引金利をこえる期間では納税者側に有利な、税務上の非効率を生ずることになるのである。

〔原注〕

1. 市場金利は様々な資産原価のインフレーション率を総じてみれば、それをこえるであろうが、特定の資産ごとについては両者の相違は大きくなかったものであります。従って、カテゴリー A 及び C は有意義なものである。

〔訳注〕

1. John Pointon and Derek Spratley, *Principles of Business Taxation*, Oxford University Press, 1988. 著者の Pointon と Spratley は、いずれも Plymouth Polytechnic における企業金融及び税務担当の教員である。
2. gearing adjustment. 現在原価による費用と歴史的原価による費用との差額（本章第 8 節では現在原価営業費用修正額……current cost of operating adjustments と呼んでいる）を自己資本と他人資本の割合（ギアリング比率……gearing ratio）で按分し、他人資本割合分を利益に戻入するもの、総資本についての実体資本維持利益を自己資本についてだけの実体資本維持利益に修正する手続とされている。イギリスでは現在原価会計にとり入れられている。
3. inflationary gains on debt. 貨幣の現在一般購買力による修正会計（一般物価水準修正会計）において、貨幣的負債項目に認識計上される購買力利益。貨幣的資産に生ずる購買力損失と合せて購買力損益という。本章第 8 節でもと

りあげている。

4. capital taxes. イギリスではキャピタルゲイン税や贈与税などを総称するが、本章ではキャピタルゲイン課税を指している。
5. consumption taxes. ここでは消費税、付加価値税、支出税等を総称したものとしていっている。また、それぞれをほぼ同様に使用している如くである。
6. これは所謂、未実現利益 (unrealized gain) の問題をとりあげている。著者らは市場価格が明白ならば実現に準ずるものとして取扱えるが、なお、実務上の便宜から実際の売価と取得原価を適宜修正したものを毎期末考え、それによる課税方法と売却時にのみ行なう修正課税方式との税効果面の差異を、次節で説例によって論じている。
7. ここでは取得原価 £ 10,000 と期末売却価額 £ 14,181 を複利成長率でつなげて考えているので、固定資産について購入、売却を同一市場を想定し、投資についての売却収入による回収可能額を投資の評価額と考えている如くである。
8. 著者らは本書第 5 章において、通常の歴史的原価課税方式においても、投資の真の経済的所得計算のために、固定資産の調達資金の支払利息を考慮に入れている。この問題は第 8 節において、債務者利潤の算定の際にとりあげられている。
9. 最も単純な現金収支に基づく所得計算方式のことである。
10. キャッシュフロー課税方式なので資産（第 0 年度末取得）は第 0 年度の費用となる。1 年の課税タイムラグがあるので、この場合、租税節約の現在価値（第 1 年度期首）を求めるには割引率を 1 回適用すればよいことになる。
11. 現在原価会計では各年の原価の上昇に伴い、既往の減価償却費の計上不足分（いわゆるバッグロッグ）が毎期追加計上されるわけであるが、著者らはこれをとりあげていない。或いは、バッグロッグ償却は貸方評価差額に直接チャージする形式的バッグロッグ償却を考えているのであろうか。
12. 本節の先例は商業のものであったが、以下製造工業のものの如くである。なお、著者らはこの場合、現在原価を期間（年度）中央時点のものとして考え、当期製品製造原価については期間中に均等に発生、従つすべて期央のものと

- みなし、修正をしない立場である。従って販売もすべて期央で生じたものとし、期首期末の在庫分も期央の現在原価に修正している。
13. この場合、キャッシュフロー課税方式の利益でもあるわけである。
 14. 設例の場合の現金基準による利益について現在購買力会計では、その現金収入 £ 47,000 が年央に生じているので、£ 47,000 を年末の現在購買力等価額 £ 52,555 に換算修正し、なお計上額は名目上の £ 47,000 であることからこの差額 £ 52,555 - £ 47,000 = £ 5,555 がいわゆる、購買力損失として認識されることになり、この分、課税利益計算上控除されることを指摘しているものと思われる。
 15. 著者らはキャッシュフロー課税方式による現金基準利益……設例の場合 (net) operating cash flow……を投資意志決定に対して中立的な基準とし、これとの対比で各課税方式が示す

影響を論じている。

16. 表 13 で期首期末製品実際原価をそれぞれ @ 100, @120 とすれば在庫量は期首 100 個、期末 400 個となる。従って、

在庫量の増加	年央の単位現在原価	
(400-100) ×	100	= 33,000
在庫量増加額	営業現金収入	現在原価利益
33,000 +	(-7,000)	= 26,000

17. tax-relief、或いは他では tax-deductible という。会計方式上費用処理、我が国税務でいう損金算入の処理をいっているものと思われる。
18. 実際は、表 16 の設例の如く正味貨幣資本として一括して計算を行なっている。
19. この比率を第 10 節では一種の臨界比率 (a critical ratio) と呼んでいる。
20. tax losses. ここでは税務損益計算上控除しきれなかった場合の繰越損失を論じている。